

信濃町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(趣旨)

第1 本ガイドラインは、信濃町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱（平成 29 年信濃町要綱第 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、開発行為等に当たって配慮すべき事項等を示すものです。

(定義)

第2 本ガイドラインにおいて使用する用語は、要綱において使用する用語の例によります。

(分割して施設設置する場合の要綱の適用)

第3 要綱は、設置区域が同一と認められる場所に、同一の設置者が分割して施設設置する場合においても適用されます。

その場合の要綱の適用範囲は、合算した定格出力又は開発行為等の面積が、要綱第3条各号列記以外に規定する基準に該当するか否かで判断するものとします。

(設置区域の選定)

第4 施設設置に当たっては、法的規制の有無や採算性だけでなく、災害防止、生態系保護などの幅広い観点から、地域への影響を考慮する必要があります。本ガイドラインでは、要綱の規定に基づき施設設置を避けることが望ましい区域及び施設設置に慎重な検討が必要な区域を示します。これらの区域での設置区域の選定については、変更を含め十分な検討を行ってください。

(施設設置を避けることが望ましい区域)

第5 法令上開発行為等が制限されている区域並びに災害防止、生態系保護、森林機能保全、自然景観保全及び住環境保全の観点から、施設設置により影響が想定される区域を、施設設置を避けることが望ましい区域とします。当該区域での施設設置は、原則避ける必要がありますが、仮に、当該地域で開発行為等を行う場合においては、防災対策に万全の措置を取ることにより、法令等の規定に基づき関係機関及び隣接関係者等と十分な調整を行い、必要な対応をするようにしてください。

○施設設置を避けることが望ましい区域

区分	区域名	関係法令等
災害防止	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	土砂災害防止法

	土砂災害危険箇所 ・土石流危険溪流 ・地すべり危険箇所 ・急傾斜地崩壊危険箇所 ・土石流危険区域 山地災害危険地区	県において土砂災害の発生するおそれのある箇所を調査し、公表している箇所
	浸水想定区域	県が公表する浸水想定区域により町が指定した箇所
	雪崩危険箇所	信濃町地域防災計画
生態系保護	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
森林機能保全	保安林	森林法
	水道水源保護区域	信濃町水道水源保護に関する条例
自然景観保全	国立公園	自然公園法
	文化財指定地域	文化財保護法 長野県文化財保護条例 信濃町文化財保護条例
	風致地区	都市計画法 信濃町風致地区内における建築等の規制に関する条例
住環境保全	都市計画区域（用途地域） ・第1種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域	都市計画法

（施設設置に慎重な検討が必要な区域）

第6 関係機関及び隣接関係者等との十分な協議及び合意形成が必要な区域を、施設設置に慎重な検討が必要な区域とします。

(1) 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）内（文化財保護法）

遺跡があると考えられる区域を信濃町の遺跡分布図に示しています。遺跡内で施設設置を行うときは、事前に信濃町教育委員会と協議する必要があります。遺跡は、現状のままの状態を保存しておくことが理想です。設置区域の変更や盛土工法等の採用により、まずは現状のままでの保存方法（以下「現状保存」という。）を可能な限り検討します。現状保存が難しい場合は、設置工事前に発掘調査を実施し、出土した遺物と発掘調査報告書により、記録を後世に残す方法を選択します。設置区域が遺跡の範囲に入っていて、遺跡の密度等詳しい状況が分からない場合は、事前に現地調査や試掘調査を行う必要があります。

また、遺跡外であっても、工事中などに遺跡や遺物を発見したときは、ただちに信濃町教育委員会へ連絡する必要があります。

(2) 別荘地など保養を目的として管理されている区域

町内には、別荘地など保養を目的として管理されている区域があります。当該区域では、土地及び家屋の所有者又は居住者が、相互に風致の保護と環境の保全を図っています。当該区域での施設設置に当たっては、要綱第8条に規定する事前説明を行ってください。

別荘地など保養を目的として管理されている区域は、次のとおりです。

ア 野尻湖グリーントウン管理区域

イ 野尻高原大学村管理区域

ウ タングラム斑尾東急リゾート管理地域

エ 黒姫高原保健休養地管理区域

オ 野尻湖協会（N L A）管理区域

カ その他配布物を配布する仕組みがあるなど一定の管理がされている区域
（関係行政区）

第7 要綱第2条第3号イに規定する関係行政区は、次の各号に掲げるとおりです。

(1) 設置区域の土地の境界から100メートル以内にある行政区

(2) 開発行為等により住環境に影響があると合理的に判断される行政区

（小規模施設設置）

第8 定格出力が20キロワット以下の太陽光発電施設についても、要綱及び本ガイドラインに準じた対応をすることが望ましい。

問合せ先

長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地2

信濃町役場 総務課まちづくり企画係

電話 026-255-5920 Fax 026-255-6103

メール kikaku@town.shinano.lg.jp

